

## 1. 法施行（5月1日）を踏まえた対応

- 5月1日に、改正資金決済法・改正金融商品取引法が施行されたところ。今回の法改正では、新たに暗号資産デリバティブ取引を規制対象としたほか、暗号資産管理の厳格化など、多くの新たな対応を求めてきたところ。
- 貴協会及び各事業者においては、新型コロナウイルス感染症防止のため、リモートワークや時短勤務等が余儀なくされる等、厳しい環境の中、改正法対応にご尽力いただき感謝。

### ①暗号資産デリバティブ取引に係る自主規制機関

- 暗号資産デリバティブ業の自主規制機関については、貴協会を暗号資産デリバティブ取引に係る認定金融商品取引業協会として認定（4月30日）したところ、暗号資産デリバティブ業界の健全な発展のため、適切に自主規制機能を発揮していただくことを期待。
- 直近の課題としては、以下の経過措置については、対応期限があり、利用者への影響も大きいことから、綿密かつ計画的にフォローアップしていただきたい。
  - －第1種金商業者としての体制整備に時間を要する等の理由で、みなし業者となった会員について、体制整備の進捗状況等
  - －個人顧客におけるレバレッジ倍率上限の移行（4倍から2倍）について、移行スケジュールの適切性や顧客周知の十分性等
- また、今後、既存の第1種金商業者（証券会社・FX業者）が、暗号資産デリバティブ業へ参入するため、貴協会に入会するケースが見込まれるところ。
- これら従来からFX取引等の業務を行っている第1種金商業者においては、暗号資産デリバティブ取引にも活用可能なリスク管理のノウハウを一定程度有していると想定される一方、暗号資産特有のリスクに関しては、十分な知見を有していない可能性がある。

- よって、貴協会においては、これらの業者について、暗号資産特有のリスクに対して、必要な措置が十分に講じられているか、重点的にフォローアップしていただきたい。

## ②不公正取引への対応

- 相場操縦等の不公正取引への対応については、貴協会において、適宜、個別指導・相談受付や、勉強会等を開催するなど、会員の取引審査体制の底上げに注力いただき感謝。
- 引き続き、各会員の取引審査体制の構築をサポートしていただくと共に、各会員における取引審査の高度化に向けてPDCAサイクルを回していただきたい。

## ③参考価格の公表

- 業界全体として取引価格の透明性を確保する「参考価格」については、貴協会において、会員とも連携の上、法施行日（5月1日）より、算出・公表いただいているところ。
- 参考価格の公表によって、国内の販売所・取引所での取引価格が「見える化」されたところ、参考価格については、
  - －利用者によって、口座開設する際の業者選択や、取引価格の妥当性を確認する上で、活用していただくことは元より、
  - －貴協会・各会員においても、海外取引価格と国内取引価格の比較や、自らの取引所・販売所の取引価格と参考価格を比較する等、暗号資産取引価格に係る国内外のマクロ分析や、経営における分析等に、是非、有効に活用していただきたい。

## 2. ブロックチェーン等を含む金融イノベーション

### FinTech 実証実験ハブ/基幹系システム・フロントランナー・サポートハブについて

- 金融庁では、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレ

ンジを加速させる観点から、前例のない実証実験における法令解釈に係る実務上の課題等の論点について継続的な支援を行う「FinTech 実証実験ハブ」を設置し、金融機関等によるフィンテックに関する取組みを後押ししているところ。

- ついては、最近の「FinTech 実証実験ハブ」及び「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」の取組事例について、ご参考までに紹介させていただきたい。

(FinTech 実証実験ハブ)

- －「位置情報等を活用した本人認証及び顧客管理に関する実証実験」(本年4月10日)
- －「投資信託に係る目論見書電子交付の高度化に向けた実証実験」(本年5月29日)

(基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ)

- －「オープン系技術を活用した記帳決済システムの導入」(本年4月30日)

### **3. 各会員の課題**

#### **第1種金商業（暗号資産デリバティブ業）の登録について**

- 暗号資産デリバティブ取引を取扱っている各事業者のうち、第1種金商業者として体制が整った3事業者について、法施行日に登録を行ったところ。
- 第1種金商業者としての体制整備が間に合わず、みなし業者となった各事業者においては、経営陣が主体的にリーダーシップを発揮し、必要な人員・資本等を確保する等して、各種態勢の整備を進めていただきたい。

#### 4. AML/CFT

##### 新型コロナウイルスの感染拡大に伴うマネロン・テロ資金供与リスク対応について

- 新型コロナウイルス感染症に関連して、新たな特殊詐欺が発生しており、各事業者におかれては、こうしたリスクや犯罪類型の変化も踏まえ、引き続き、不正資金取引に巻き込まれることが無いよう留意頂きたい。
- 金融庁においても、新型コロナウイルス感染症に関連したマネロン等リスクや、金融機関の対応状況等を注視しながら、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症を踏まえたマネロン等対応の留意すべき事項を周知してまいりたい。
- 昨年（2019年）6月に暗号資産について改正されたFATF勧告や解釈ノートを踏まえ、いわゆるトラベルルール遵守に向けた業界の取り組みについて、この状況下でも引き続き検討を進めていただいております。本邦からの活発な情報発信を期待しており、貴協会との連携を金融庁としてもより活発に進めてまいりたい。

#### 5. 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 先月には、総理指示を踏まえ、内閣府規制改革推進室から、経済4団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟）に対して、「新型コロナウイルス感染症対応としての書面・押印・対面手続きの見直し」に関する要望を募り、各省庁に対して要望事項に回答するよう指示があった。
- 貴協会の皆様には、民民間の手続きに関する要望事項への回答の作成に当たり、暗号資産業界の書面・押印等の商慣行の実態を把握する上で、多大なるご協力をいただいた。連休明けの大変短い期間でのお願いであったにもかかわらず、迅速かつ柔軟にご対応いただき、感謝申し上げます。
- 当庁としては、こうした政府全体の方針を踏まえ、金融機関から行政に提出される申請・届出等について、当面、eメールを含むオンラインでの受付や押印の省略等を行うこととしたい。また、緊急的な対応にとどまらず、制度的にも申請・届出等のオンライン化が可能となるよう対

応を行うとともに、押印廃止に向けた検討を進めていくこととしている。

- さらに、金融業界全体の書面・押印等の商慣行について見直しを行うため、先日、「第1回書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催したところ。貴協会にも、ご参加いただき、誠に感謝申し上げます。
- 第1回検討会では、規制改革推進室より、コロナ禍におけるテレワークの活用を推し進めるために、関係省庁や産業界とも連携して、様々な手続の電子化を進めていく旨について説明があった。また、当庁からは、金融業界の電子化状況や、今後の電子化に当たっての課題をお示しした。
- 今後、本検討会において、電子化に向けた、より具体的な課題を把握・整理した上で、その解決に向けてどのような対応を進めていくことが出来るか、金融業界との対話を通じて、しっかりと検討していきたい。
- 引き続き、貴協会にも、ご協力いただきたい。

## 6. その他

### ① マイナンバーカードの普及について

- 昨年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議において決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を踏まえ、当庁から①マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について、②本人確認のデジタル化・厳格化の推進についての2つの要請文を発出。
- 特に、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について」は、マイナンバーカードを普及させる観点から、令和2年度に、マイナンバーカードを活用したマイナポイントによる消費活性化策が実施されるほか、令和3年3月には、健康保険証として利用できるようになる予定。
- 貴協会及び会員事業者の従業員等に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用について呼び掛けを行っていただくよう、お願いしたい。

## ② 金融リテラシーの向上・つみたてNISAの普及

- 金融経済教育と資産形成に関するシンポジウムについて、当初4月に予定していたが、6月20日にオンライン形式で開催することとなった。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたうえで、国民の安定的な資産形成や金融経済教育における今後の課題、対面リテールビジネスに関する議論などを通じ、多くの方々に金融リテラシーについて考えていただく機会としたいと考えている。

(以 上)